

上小阿仁村人事行政の運営等に関する状況について

「上小阿仁村人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づき、上小阿仁村の状況を公表します。

上小阿仁村長 中 田 吉 穂

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員採用の状況(平成30年4月1日～平成31年4月1日) 単位:人

平成30年4月1日	退職者数	採用者数	再任用者数	平成31年4月1日
66	4	1	4	65

※1 採用者数は平成30年4月2日～平成31年4月1日に採用した人数

※2 退職者数は平成30年4月1日～平成31年3月31日に退職した人数

※3 再任用者数は平成31年4月1日現在の人数

(2) 専門別職員の状況と増減数 単位:人

	職員数		増減数
	平成30年4月1日	平成31年4月1日	
一般行政	52	51	▲ 1
教育	3	3	—
普通会計 計	55	54	▲ 1
公営企業会計 計	11	11	—
総合計	66	65	▲ 1

2 職員の給与状況

(1) 人件費の状況 (平成29年度普通会計決算)

住民基本台帳人口(平成30年3月31日現在)	2,356人
歳出額(A)	3,073,260千円
人件費(B)	491,751千円
人件費率(B/A)	16.0%
平成28年度の人件費率	14.9%

(2) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成30年4月1日)

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
一般行政職	40.3	281,962円	316,749円
技能労務職	56.0	271,026円	276,582円

(3) 職員の初任給の状況(平成30年4月1日)

区分		初任給
一般行政職	大学卒	180,544円
	高校卒	148,203円
技能労務職	高校卒	145,583円
	中学卒	129,866円

(3) 一般行政職の級別職員数の状況(平成30年4月1日)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
6級	主幹	1	2.9%
5級	課長・局長・事務長	5	14.7%
4級	課長補佐・係長	4	11.8%
3級	係長・主査	9	26.5%
2級	主任	9	26.5%
1級	主事・技師	6	17.6%

(4) 職員の手当の状況

① 期末手当・勤勉手当(平成30年度)

支給割合	期末手当	2.50月分(1.40月分)
	勤勉手当	1.75月分(0.85月分)

※ ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

② 退職手当(平成30年4月1日現在)

区分		退職事由	
		自己都合	勸奨・定年
支給割合	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額		47.709月分	47.709月分
1人当たり平均支給額		14,482千円	—

③各種手当(平成30年4月1日現在)

手当名	区分	支給額
扶養手当	配偶者	6,500円
	子	10,000円
	父母等	6,500円
	16歳から22歳までの子1人につき	5,000円加算
通勤手当	交通機関利用	支給限度額55,000円
	自動車等利用	通勤距離により 2,000円～10,000円
住宅手当	借家等	支給限度額27,000円
管理職手当	主幹、課長、局長、事務長	25,000円
	課長補佐	15,000円

(3) 特別職の報酬等の状況(平成30年度)

区分		給料(報酬)月額	期末手当
給料	村長	649,000円	3.175月
	副村長	544,000円	
報酬	議長	252,000円	
	副議長	225,000円	
	議員	214,000円	

3 職員の勤務時間その他勤務条件の状況

(1) 職員の勤務時間(一般職の標準的なもの)

1週間の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間
38時間45分	8時30分	17時15分	12時～13時

(2) 年次有給休暇の取得状況(平成30年1月1日～平成30年12月31日)

総付与日数	総取得日数	対象職員数	平均取得日数	消化率
1441.0	316.0	37	8.5	21.9

(3) 時間外勤務及び休日勤務の状況(平成30年度)

時間外勤務・休日勤務総時間数	職員1人当たりの時間外勤務・休日勤務月平均時間数
6,021時間	113.60時間

(4) 育児休業の取得状況(平成30年度)

区分	男性	女性	合計
育児休業取得要件該当者数	0人	1人	1人
うち育児休業取得者	0人	1人	1人
育児休業取得率	0%	100%	100%

(5) 休暇制度の概要(平成30年4月1日現在)

種類	内容
年次休暇	1年に20日(新規採用者は採用年における在職期間に応じて定められた日数)残日数は翌年に繰り越すことができる。(20日限度)
病気休暇	負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合における休暇。
特別休暇	特別の事由により職員が勤務しないことが相当である場合における休暇。
介護休暇	配偶者、父母、子等の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇。

主な特別休暇

種類	内容
ボランティア休暇	職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで社会に貢献する活動を行う場合で、その勤務しないことが相当であると認められるときに与えられる。(年5日)
結婚休暇	職員が結婚する場合に与えられる。(5日以内)
出産休暇	女性職員が出産する場合に与えられる。(産前6週間、産後8週間)
配偶者の出産休暇	職員が妻の出産に伴い勤務しないことが相当であると認められる場合に与えられる。(2日以内)
子の看護休暇	小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員がその子の看護等をする場合に与えられる(5日以内、小学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合は10日以内)
忌引休暇	職員の親族が死亡した場合で、職員が喪に服する時に与えられる。(親族の区分により定められる日数。最高で連続する7日以内)
夏季休暇	夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合与えられる。(7月～9月の3日以内)

4 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1)分限処分及び懲戒処分を受けた職員数(平成30年度)

区分	降任	免職	休職	降格	計
勤務実績がよくない場合	0	0	0	0	0
心身の故障の場合	0	0	0	0	0
職に必要な適格性を欠く場合	0	0	0	0	0
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	0	0	0	0	0
刑事事件に関し起訴された場合	0	0	0	0	0
計	0	0	0	0	0

(2) 行為別の懲戒処分を受けた職員数(平成30年度)

区分	戒告	減給	停職	免職	計
信用失意行為	0	0	0	0	0
一般服務違反	0	1	0	0	1
一般非行	0	0	0	0	0
道路交通法違反(職務執行中)	0	0	0	0	0
道路交通法違反(その他)	0	0	0	0	0
監督責任	0	0	0	0	0
計	0	1	0	0	1

5 職員の研修の状況(平成30年度)

(1) 主な研修と受講者数

研修名	実施機関	受講者数
市町村職員一般研修 (階級別、能力開発研修等)	県、町村会、 (秋田県自治研修所)	12名
市町村アカデミー研修	全国市町村研修財団	2名
職員海外研修(台湾)	上小阿仁村	2名
村職員自主研修	上小阿仁村	9名

(2) 勤務成績の評定の状況

勤務成績の評定については、平成28年4月から人事評価制度を実施しており、人事管理に活用しています。

6 職員の福祉及び利益保護の状況

(1) 健康診断等の実績(平成30年度)

区分	事業所実施の健康診断	人間ドック (共済組合申込者)
対象者	56名	43名
受診者	39名	26名
受診率	69.6%	60.5%

7 その他

(1) 公平委員会の事務に係る業務状況の報告(秋田県人事委員会)

- ① 勤務条件に関する措置要求の状況 …… 該当なし
- ② 不利益処分に関する不服申立ての状況 … 該当なし